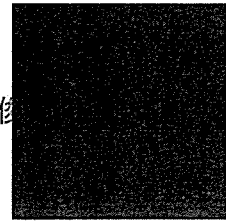


総基料第47号
平成21年2月23日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊



実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定）」（平成20年12月16日諮問第3006号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成21年2月24日情郵審第22号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

1. 優先接続受付手数料水準の予見可能性を確保し、接続事業者の安定的な事業運営に資するため、当該手数料の変動を予測する上で必要な情報（登録受付区分数等）について、速報値をマイライン事業者協議会会員各社へ情報提供することその他可能な限りの情報を速やかに開示すること。
2. 上記1について、貴社が講じた措置について、速やかに報告すること。
3. 平成22年度の接続料等の改定において、減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうち、撤去に係るデータベース等補正の作業に係るものについては、作業時間の実績に基づき算定し、当該作業費の見直しに反映させること。

以上

(別紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信
設備に関する接続約款の変更の認可
(実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定)について」
情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成21年2月24日情郵審第22号(抄))

平成20年12月16日付け諮問第3006号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。以下「東日本電信電話株式会社」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)
 - ・マイラインの登録受付区分数等は、今後も減少傾向が続き、優先接続受付手数料の大幅な変動が今回と同様に生じる可能性も否定できないことから、総務省においては、手数料水準の予見可能性を確保し、接続事業者の安定的な事業運営に資するため、NTT東西に対し、登録受付区分数など、手数料の変動を予測する上で必要な情報について可能な限り情報開示を行うことを要請すること。(考え方11)
 - ・NTT西日本における減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうち、撤去に係るデータベース等補正の作業に係るものについては、平成19年度の請求実績がなく、類似作業に基づく試算等により算定したものであることから、総務省においては、NTT西日本に対し、平成22年度の作業費は、作業時間の実績に基づき算定したものに見直しを行うことを要請すること。(考え方12)